



親なきあとのお金の残し方

1

本人名義の通帳ではなく親名義の通帳に、本人の将来のためのお金を貯めて、親が存命中に生前贈与するか親が他界してから相続させる

2

遺言書を作成する(状況により負担付贈与を定める方法もある)

3

民事(家族)信託の仕組みを利用する

4

商事信託(生命保険信託など)の仕組みを利用する

5

障害者扶養共済制度に加入し、加入者である親の死亡後に月々2
または4万円(2022年11月現在)を本人が受け取れるようにする

など…

なるべく早い段階で準備をはじめめることをオススメします！



課税対象となる可能性があるので注意が必要です！

ただし方法や額によつては、贈与税や相続税などの



詳しくは、障がいのことに詳しい『お金の専門家』にご相談ください



…さて！不安に感じていると思うから、まずはお電話で聞いてみようかな！

監修



一般社団法人「親なきあと」相談室 関西ネットワーク 代表理事
藤井奈緒(ふじいなお)氏

大阪府在住。2人の娘を育てる母。長女には重度の知的障がいがある。

『親なきあと』次女一人に、長女の世話を引き受けさせることになるかもしれない状況に危機感を抱き、法的な備えについての勉強を始める。その後、自分と同じように『親なきあと』を心配している障がい者家族が大勢いる事を知り、講演活動を通じて、備えることの重要性和その手段についての情報提供を行っている。